

下関市立大学長期履修に関する規程

平成 22 年 9 月 24 日

規 程 第 16 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日規程第 10 号
令和 3 年 2 月 24 日規程第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号）第 27 条の 2 第 2 項の規定に基づき、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下「長期履修」という。）に関して必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限での修学が困難な事情にあるものとする。

- (1) 職業を有し、就業している者（正規職員以外も含み、その収入を主として生活を送っている者をいう。）
- (2) 育児、長期介護等の事情を有する者
- (3) 病気等その他やむを得ない事情を有し、修業年限での修学が困難な事情にあると学長が認めた者

(申請手続)

第 3 条 長期履修を希望する者は、選拔出願時に、次の書類を添えて、学長に申請し、その許可を得なければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第 1 号）
- (2) 在職証明書（職業を有する者に限る。）（様式第 2 号）
- (3) その他必要と認められる書類

(長期履修期間)

第 4 条 長期履修が認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とする。

- 2 長期履修期間は入学時から 5 年、6 年、7 年又は 8 年とし、出願時にいずれかを選択しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、下関市立大学学則第 23 条の規定により編入学した者の長期履修期間は編入学時から 3 年又は 4 年とし、出願時にいずれかを選択しなければならない。

(長期履修期間の短縮)

第 5 条 長期履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が長期履修期間の短縮を希望する場合は、卒業を希望する年度の前年度の 2 月末日までに、長期履修

期間短縮申請書（様式第 3 号）及び必要書類を添えて、学長に申請し、その許可を得なければならない。

2 前項の規定による短縮は、1 回限りとする。

（資格の喪失）

第 6 条 第 2 条に規定する長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長へ申し出なければならない。

（長期履修の許可の取消し）

第 7 条 長期履修学生が、長期履修の申請の際に提出した申請書又はこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったときは、学長は、当該長期履修学生の長期履修の許可を取り消すことができる。

（雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 10 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 24 日規程第 9 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長期履修申請書

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

申請者 学 科 _____

氏 名 _____

〒 _____

住 所 _____

電話番号（ ） _____

下記のとおり、長期履修を希望しますので、申請します。

記

1 長期履修期間

期間： 年（ 年 4月 ～ 年 3月）

2 希望理由

様式第 2 号（第 3 条関係）

在 職 証 明 書

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、当 において、下記のとおり在職していることを証明します。

記

所属部署及び職名	勤 務 態 様	従事予定期間
	☐ 常 勤 ☐ 非常勤	自 年 月 日
	1 週平均 時間勤務	至 年 月 日
	1 日平均 時間勤務	

年 月 日

事業所等名

〒 —

住 所

電話番号 () —

証明者職名

証明者氏名 印

様式第3号（第5条関係）

長期履修期間短縮申請書

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

申請者 学 科 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり、長期履修期間を短縮したいので、申請します。

記

1 長期履修期間

変更後の期間： 年（ 年 4月 ～ 年 3月）

変更前の期間： 年（ 年 4月 ～ 年 3月）

2 変更理由
